

# 社会福祉法人やすらぎ福祉会

## 特別養護老人ホーム ひよどりホーム 運営規程

### 第1章 事業の目的と運営の方針

#### 第1条（事業の目的）

社会福祉法人やすらぎ福祉会（以下、「事業者」という。）が開設する特別養護老人ホームひよどりホーム（以下、「事業所」という。）が行う指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下、「従業者」という。）が、要介護状態にある入居者（以下、「入居者」という。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とします。

#### 第2条（運営の方針）

事業者は、要介護状態と認定された入居者に対し、介護保険法等の主旨に従って、入居者の意思及び人格を尊重し、施設計画サービスに基づき、可能な限り居宅での生活への復帰を念頭におき、かつ常に入居者の立場に立ってサービスを提供することにより、入居者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを支援することを目指すものとします。

2 事業所は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

#### 第3条（事業所の名称及び所在地）

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- |       |                      |
|-------|----------------------|
| 一 名称  | 特別養護老人ホームひよどりホーム     |
| 二 所在地 | 兵庫県神戸市北区ひよどり北町3丁目2番地 |

### 第2章 従業者の職種・員数及び職務の内容

#### 第4条（従業者の職種・員数及び職務内容）

事業所に勤務する従業者の職種・員数及び職務内容は次のとおりとします。

- |         |         |                                       |
|---------|---------|---------------------------------------|
| 一 管理者   | 1人（常勤）  | 事業所の従事者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 |
| 二 医師    | 1人（非常勤） | 入居者の診療・健康管理及び保健衛生指導を行います。             |
| 三 生活相談員 | 2人（常勤）  |                                       |



事業所は、各居室に洗面所・便所を設けています。

#### 第10条（医務室）

医療法に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けます。

### 第5章 契約及び運営

#### 第11条（内容及び手続の説明並びに同意及び契約）

事業者は、サービス提供の開始に際して、入居申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結します。

#### 第12条（受給資格等の確認）

事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができます。

#### 第13条（入退居）

事業者は、身体上又は精神上の著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難な者に対してサービスを提供します。

- 2 事業者は、正当な理由なくサービスの提供を拒否しません。
- 3 事業者は、入居申込者が入院治療を必要とする場合や、入居申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じることとします。
- 4 事業者は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努めます。
- 5 事業者は、入居者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入居者が自宅で日常生活を営むことができるか否かを検討します。検討に当たっては、居宅介護支援事業者及び事業所、家族間で協議します。
- 6 事業者は、居宅での日常生活が可能と認められる入居者について、本人及びその家族の要望、退所後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退居のための援助を行います。
- 7 事業者は、入居者の退居に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、その他保健サービスや医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

### 第6章 サービス

#### 第14条（施設サービス計画の作成）

事業所の管理者は、介護支援専門員に、施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

- 2 地域密着型施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下、「計画作成介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える解決すべき課題を把握します。
- 3 計画作成介護支援専門員は、入居者やその家族の希望及び入居者について把握した課題に基づき、施設サービス計画の原案を作成します。原案は、他の従業者と協議のうえ作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービスの提供の上で留意すべき事項を記載します。
- 4 計画作成介護支援専門員は、施設サービス計画の立案について入居者及び家族に説明し、書面による同意を得て、交付します。
- 5 計画作成介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、施設サービス計画の実施状況を把握します。

#### 第15条（サービスの取扱い方針）

事業者は、入居者の要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、入居者の心身の機能の維持、回復を図り、もって入居者の生活機能の維持、又は向上を目指し、入居者の意欲を喚起しながら支援します。

- 2 サービスを提供するに当たっては、入居者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行います。
- 3 事業者は、サービスを提供するに当たって、その施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。
- 4 事業者は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。
- 5 事業者は、サービスを提供するに当たって、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- 6 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、介護老人福祉施設入所者生活介護の評価を常に見直すことで改善を図ることとします。

#### 第16条（介護の内容）

介護に当たっては、入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行います。

- 2 事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により入居者を入浴させ、また清拭を行います。

- 3 事業者は、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行います。
- 4 事業者は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、おむつを適切に交換します。
- 5 事業者は、褥瘡が発生しないように適切な介護を行います。
- 6 事業者は、前各項に規定するものの他、離床・着替え・整容等の介護を適切に行います。
- 7 事業者は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させます。
- 8 事業者は、入居者の負担により、従業者以外の者による介護を受けさせません。

#### 第17条（食事の提供）

食事の提供は、栄養並びに入居者の身体状況・嗜好等を考慮したものとし、適切な時間に行うこととします。また、入居者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努めます。

- 2 食事の時間は、おおむね以下のとおりとします。

朝食 8：00 ～ 9：00

昼食 12：00 ～ 13：00

夕食 18：00 ～ 19：00

#### 第18条（相談及び援助）

事業者は、常に入居者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行います。

#### 第19条（社会生活上の便宜の供与等）

事業所には、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入居者のためにレクリエーションの機会を設けます。

- 2 事業者は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行します。
- 3 事業者は、常に入居者の家族との連携を図り、入居者と家族の交流等の機会を確保するよう努めます。

#### 第20条（機能訓練）

事業者は、入居者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持するための訓練を実施します。

#### 第21条（健康管理）

事業所の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとります。

#### 第22条（入居者の入院期間中の取り扱い）

事業者は、入居者が医療機関に入院する必要がある場合、入院後おおむね3か月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、入居者本人及び家族の希望等を勘案して、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居できるよう配慮します。

#### 第23条（利用料及びその他の費用）

指定介護福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、法定代理受領サービスに該当する場合は介護報酬告示上の額に各入居者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とし、法定代理受領サービスに該当しない場合には介護報酬告示上の額とする。

- 2 事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額を受けるとする。ただし、食費、居住費については、入居者が市町村から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けている場合は、認定証に記載された負担限度額とする。
  - 一 食費（食材料費及び調理費用相当額）
  - 二 居住費
  - 三 厚生労働大臣が定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - 四 厚生労働大臣が定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供に要する費用
  - 五 理美容代（実費）
  - 六 その他、介護老人福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、入居者が負担することが適当と認められるもの
- 3 事業者は、前項の費用の支払いを受ける場合は、その提供に当たって、入居者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、入居者又はその家族の同意を得ます。

#### 第24条（利用料の変更等）

事業者は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。

- 2 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。

### 第7章 留意事項

#### 第 25 条（日課の励行）

入居者は、管理者や医師、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めることとします。

#### 第 26 条（外出及び外泊）

入居者が外出・外泊を希望する場合には、事前にお知らせ下さい。

#### 第 27 条（健康保持）

入居者は健康に留意するものとし、事業所で行う健康診断は、特別の理由がない限り受診しなければなりません。

#### 第 28 条（衛生保持）

入居者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力いただきます。

#### 第 29 条（禁止行為）

入居者は、事業所で次の行為をしてはいけません。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

#### 第 30 条（入居者に関する市町村への通知）

入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

### 第 8 章 従業者の服務規程と質の確保

#### 第 31 条（従業者の服務規程）

従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に以下の事項に留意します。

- 一 入居者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- 二 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

#### 第 32 条（衛生管理）

事業者は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行います。

- 2 感染症の発生防止及びまん延防止のために必要な措置を講じます。
- 3 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回程度、定期的で開催するとともに、指針を整備し、定期的研修を行い（年 2 回以上）、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ることとします。

#### 第 33 条（従業者の質の確保）

事業者は、従業者の資質向上を図るため、その研修の機会を確保します。

#### 第 34 条（個人情報の保護）

事業者及び従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

- 2 事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、入居者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により入居者の同意を得ることとします。
- 4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合入居者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。
- 5 事業者は、個人情報の保護に係る規程を公表します。

#### 第 35 条（虐待防止に関する事項）

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
  - 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - 三 その他虐待防止のために必要な書類
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。



#### 第 36 条（緊急時の対応）

事業者は、入居者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

#### 第 37 条（事故発生時の対応）

事業者は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び入居者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。

- 2 事業者は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。
- 3 事故発生の防止のための委員会を設置し、指針に基づき、安全管理の徹底を行い、定期的（年 2 回以上）に事業所内職員研修を実施することとします。

#### 第 38 条（非常災害対策）

事業者は、非常災害時においては、入居者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、入居者及び従業者に対し周知徹底を図るため、年 2 回以上避難、その他必要な訓練等を実施します。

### 第 10 章 その他

#### 第 39 条（地域との連携）

事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。

#### 第 40 条（勤務体制等）

事業者は、入居者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定めます。

- 2 入居者に対するサービスの提供は、事業所の従業者によって行います。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。
- 3 事業者は、従業者の資質向上のための研修の機会を設けます。

#### 第 41 条（記録の整備）

事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

- 2 事業者は、入居者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとします。

#### 第42条（苦情処理）

事業者は、入居者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、入居者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。
- 3 事業者は、サービスに関する入居者からの苦情に関して兵庫県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、兵庫県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

#### 第43条（掲示）

事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

#### 第44条（協力医療機関等）

事業者は、入院等の治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておきます。

#### 第45条（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

事業者及び従業員は、居宅介護支援事業者又はその従業員に対して、要介護被保険者に事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しません。

- 2 事業者及び従業員は、居宅介護支援事業者又はその従業員から、事業所からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しません。

#### 第46条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は入居者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附 則 この規程は平成29年 2月 1日から施行します。

#### 改定記録

平成	31年	4月	1日改訂
令和	4年	4月	1日改訂
令和	7年	4月	1日改訂